

社会福祉法人すみれ厚生会

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員一人一人が仕事に対してやりがいや充実感を感じ、その能力を十分に発揮するため、働きやすい職場環境を整備し仕事と生活の調和が図れるよう、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2025年4月1日～2027年3月31日までの2年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

短時間（週休3日等）正社員制度を導入する

2025年4月～ 制度概要を全社員に周知する

2026年4月～ 新規採用者の5%を短時間正社員での雇用を目指す

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

社員一人当たりの年間有給休暇取得率を70%以上とする

2025年4月～ 有給休暇取得状況をリーダー職以上と定期的に共有する

2025年10月～ シフト作成者は、各自の有給休暇取得状況を考慮したシフト作成を行う

2026年4月～ 管理職は、有給休暇取得率の低い部署に対して、業務改善等を目的とした教育・指導を行う

目標3（職業生活に関する機会の関する目標）

管理職に占める女性割合を2027年3月末までに30%以上とする。

2025年4月～ リーダー職以上の社員に対して、キャリアアップへの意識啓発を目的とした研修を行う

2026年4月～ リーダー職以上の社員に対して、職員マネジメント力の強化を目的とした研修を行う

計画策定日：令和7年3月28日